

議案第 17 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 12 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するに伴い、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「同法第6条の4第1号」を「同条第1号」に改め、「（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」を削る。

第27条第1項中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この規則による改正後の第8条第1項の規定により新たに幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第11条第1項の民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者となる児童を養育する者は、施行日前においても、同条例第11条第1項に規定する育児を行う職員の深夜勤務の制限並びに同条例第11条の2第1項及び第11条の3第1項に規定する育児を行う職員の超過勤務の制限並びに幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間、同規則第23条に規定する出産支援休暇、同規則第25条に規定する慶弔休暇及び同規則第29条の2に規定する子の看護休暇の取得のために必要な手続を行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○ 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日世教委規則第10号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第 8 条 条例第11条第 1 項の民法 (明治29年法律第89号) 第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、<u>同条第 1 号</u>に規定する養育里親である職員に同法第27条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。 2 ～ 9 省略 (夏季休暇) 第27条 夏季休暇は、夏季の期間(<u>6 月 1 日から10月31日まで</u>をいう。)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 省略 <u>附 則 (令和 年 月 日規則第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施</u>	○ 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日世教委規則第10号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第 8 条 条例第11条第 1 項の民法 (明治29年法律第89号) 第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、<u>同法第 6 条の 4 第 1 号</u>に規定する養育里親である職員 <u>(児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。 2 ～ 9 省略 (夏季休暇) 第27条 夏季休暇は、夏季の期間(<u>7 月 1 日から 9 月30日まで</u>をいう。)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 省略

改正後	改正前
<u>行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(施行前の準備)</u> <u>2 この規則による改正後の第 8 条第 1 項の規定により新たに幼稚園</u> <u>教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年 3 月世田</u> <u>谷区条例第21号) 第11条第 1 項の民法(明治29年法律第89号) 第817</u> <u>条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規</u> <u>定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該</u> <u>請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u> <u>であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第</u> <u>164号)第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規</u> <u>定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これら</u> <u>に準ずる者として教育委員会規則で定める者となる児童を養育する</u> <u>者は、施行日前においても、同条例第11条第 1 項に規定する育児を</u> <u>行う職員の深夜勤務の制限並びに同条例第11条の 2 第 1 項及び第11</u> <u>条の 3 第 1 項に規定する育児を行う職員の超過勤務の制限並びに幼</u> <u>稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22</u> <u>条に規定する育児時間、同規則第23条に規定する出産支援休暇、同</u> <u>規則第25条に規定する慶弔休暇及び同規則第29条の 2 に規定する子</u> <u>の看護休暇の取得のために必要な手続を行うことができる。</u>	